独立行政法人国際協力機構(JICA)の環境協力について

独立行政法人国際協力機構 地球環境部

1. ODA 業務における環境に関する取組の方針・実施体制

環境に関する取組の方針

JICA は、2004 年 4 月「JICA 環境方針」を定め、社会の繁栄や持続的発展との調和を図りながら、人類や全ての生命にとって有益な地球環境の保全へ向けて最善を尽くすことを宣言した。この中で基本方針の第 1 番目に「国際協力事業を通じた環境対策の推進」を掲げ、環境協力事業の一層の推進に努めている。

実施体制

2004年4月に従来、森林・自然環境協力部、社会開発協力部、社会開発調査部等で実施していた環境分野の事業を一元化して取り扱う地球環境部を創設し、地球環境分野全般の協力を実施する体制を整備した。また、環境社会配慮審査に関わる業務は企画・評価部に新たに環境社会配慮審査室を設置し、JICA全事業の環境社会配慮に関する審査を実施している。

2. 環境保全に関する取組の実施状況

(1)環境 ODA 案件全般の実施状況、環境政策立案・実施の支援や人材育成に 資する案件の実施状況

JICA では、地球環境問題を巡る国際的潮流やわが国の取り組み方針に対応した環境案件を積極的に取り上げ実施している。環境協力の金額実績では、1989 年度に 100 億円 (JICA の全事業総額に対する割合 10.1%) であったのが、2003 年度には 250 億円(同 17.7%)に、また、事業形態別に見てもこの14 年間で、人数、事業件数とも大幅に増加した(図 1 及び表 1)。

図1 環境分野の実績の推移

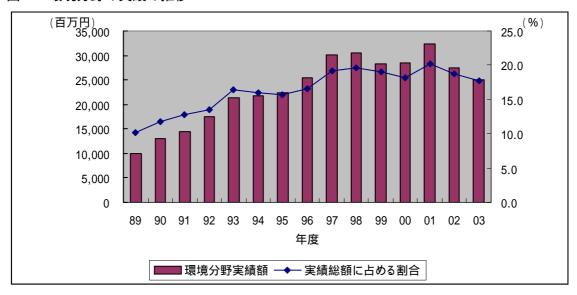


表 1 環境分野の事業形態別実績

事業形態	1989 年度	2003 年度
研修員受入、青年招聘	314 人	3,707 人
専門家派遣	152 人	269 人
技術協力プロジェクト	27 件	132 件
青年海外協力隊	59 人	251 人
開発調査	57 件	71 件

研修員受入:開発途上国の中堅クラスの技術者、行政担当者を研修員として受入れ、専門知識・技術の移転を図るもの

青年招聘:将来の国造りを担う各国の青年を各分野から招へいし、研修、視察等を通じ、 当該分野で必要とされる知識・技術に対する青年の意識と関心を高めるとと もに、我が国とこれら諸国との相互理解と友好親善の促進を図るもの

専門家派遣:開発途上国の政府、公的機関等へ専門家を派遣し、相手国の実情に適した 技術や知識の移転を図るもの

技術協力プロジェクト: 研修員受入れ、専門家派遣及び機材供与を有機的に組み合わせ、 通常3~5年程度にわたり技術協力を行うもの

青年海外協力隊: 我が国青年男女を通常2年間、開発途上国に派遣し、現地住民と生活をともにしながら当該国の経済及び社会の発展に協力することを目的とするもの

開発調査:開発途上国の公共的な開発計画の作成のため調査団を派遣し、開発の青写真 を作ることを主目的とするもの

JICA では、これまで相手国のニーズに対応した多岐にわたる環境分野の協力を実施しており、分野を5つの大分類、14の中分類に整理している(表2)。

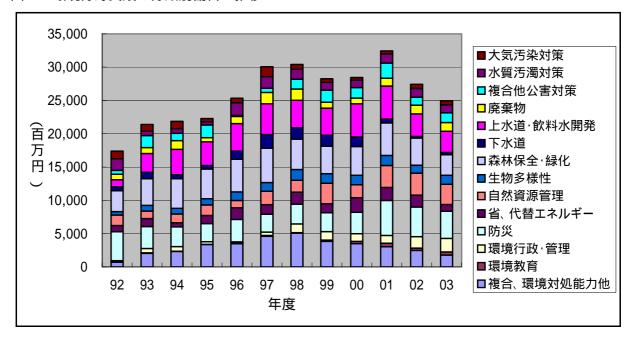
表 2 JICA 環境協力の分野分類

大分類	中分類	小分類
公害対策	大気汚染対策	酸性雨、大気汚染対策、排ガス規制管理等
	水質汚染対策	水質汚濁、廃水対策、水質モニタリング等
	複合汚染・公害対策	産業公害、鉱山公害、土壌汚染等
居住環境	上水道・飲料水	上水道計画、都市給水計画、村落給水計画、地下水開発等
	下水道	下水道計画、都市排水等
	廃棄物処理	ごみ処分場、生活廃棄物処理対策、産業廃棄物対策、ごみの
		リサイクル等
自然環境保全	森林保全・植林	森林資源管理計画、森林土壌保護、植林·造林、社会林業等
	自然資源管理	農業資源保護、水産資源管理
	生物多様性保全	自然保護、野生生物保護、生態学研究、遺伝子資源保護・研
		究等

環境問題対処能	環境教育	学校教育、環境広報、普及· 啓発
力の向上		
	環境行政・管理	環境政策、環境影響評価、環境管理計画策定等
	複合、環境対処能力の向上	環境管理センター、環境研究センター、地球温暖化対策、砂
		漠化対策等
その他	省、代替エネルギー	省エネルギー促進、風力発電、太陽光発電、地熱発電、豆炭
		普及等
	防災	自然災害対策、砂防、治水、気象観測等

中分類の分野で 2004 年度実績額の上位を占めるのは、防災(16.4%)、上水道・飲料水(12.8%)、森林保全・植林(12.3%)、自然環境管理(12.2%)に係る案件である。また、最近の傾向としては大気汚染対策、環境教育、複合汚染・公害対策、環境行政・管理が増加傾向にある(図 2)。

図2 環境分野実績の分類別割合の推移



従来、森林保全・造林、上下水道、防災等の分野では、開発調査等の調査結果に基づいてわが国の無償資金協力や円借款、開発途上国の資金等により環境施設整備が行われるケースが顕著であったが、近年においては、政策、組織強化、環境モニタリングシステム等のソフト分野及び都市環境、水環境保全等のセクター横断的分野の技術協力案件が増加している。また、地球温暖化対策、酸性雨対策、生物多様性、エコーツーリズム、水源林保全等、新しい分野へ協力が広がりつつある。

また、JICA は総合的な環境管理のための組織強化を目指した協力として、世

界6カ国(タイ、インドネシア、中国、チリ、メキシコ、エジプト)で環境センター・プロジェクトと呼ばれる技術協力プロジェクトを実施し、社会的環境管理能力の形成及びシステムの構築を図って来た(表3)。

表 3	環境センター	・プロジェ	クトの事例

	日中友好環境保全センター	インドネシア環境管理センター
プロジェクト期間	1992年9月~2006年3月	1993年1月~2006年6月
プロジェクトの目的	環境観測データの収集解析、公害	環境研究、モニタリング、環境情
	防止技術の研究、環境保全人材の	報システム、環境研修を通じた環
	育成	境管理能力の強化と環境質の向上
対象とする環境質	環境問題全般	水質汚染、大気汚染、有害物質
投入(百万円)	無償資金協力: 10,500	無償資金協力: 2,687
	機材供与: 218	機材供与: 408
現地実施機関	国家環境保護総局(NEPA/SEPA)	環境管理庁(BAPEDAL)/環境省

環境保全のための人造りの面では、開発途上国が自ら環境問題に対処できるようになることを目的に、研修員の受入、専門家派遣、技術協力プロジェクト、青年海外協力隊派遣等の活動を通じて途上国の人材養成に協力している。

- (ア)公害対策、上下水道整備といった従来型の集団研修コースに加え、近年では、「地球温暖化対策」、「酸性雨のモニタリング」、「サンゴ礁保全」等地球規模の環境問題に対処するための研修コースを実施している。 2004年度は83の環境分野の集団研修をわが国で実施する。
- (イ)1997 年 12 月に開催された COP3 で発表された「京都イニシアティブ」では、大気汚染、廃棄物、省エネルギー、森林の保全・造成等の分野における開発途上国の人材を 1998 年から 5 年間で 3,000 人育成するという目標を掲げ、JICA は 2003 年度までに目標を上回る人材育成を達成した。

(2)環境 ODA の環境改善効果(個別案件の効果、受入国全体への効果)の評価の実施状況

援助を効果的・効率的に実施するために、事業実施の結果、どのような結果がもたらされたのかを評価し、得られた教訓・提言を今後の事業に反映させていくことが重要であるため、JICAでは、実施段階(事前、中間、終了時、事後)別、評価主体(内部、外部第三者、相手国合同)別等、異なった視点・方法により評価を実施している。

JICAのプロジェクト評価の基準はOECDのDACで提唱された評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)を採用している。

マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力においては、 急激に減少しているボルネオ島の生態系を保全する目的で実施中であるが、 研究教育、州立公園管理、野性生物生息域管理、環境啓発を統合化した協力を行うことにより、モニタリング体制の整備、研究教育能力の向上に効果が現れていると評価されている。

ホンジュラスのコマヤグア地方における水源の開発により、首都圏の貧困地区での給水システム整備が図られ、安全な水へのアクセス改善に貢献したことが評価された。また、1990年代にJICAが同国で実施した固形廃棄物管理計画、森林管理計画、公害防止対策のプロジェクトが近年、課題となっていた水質汚染改善に貢献したと考えられる。同国に供与された廃棄物処理用の無償機材や開発調査による制度見直し・組織強化が契機となって、10万人規模の不法居住区において定期的なごみの回収が行われるようになったことが報告されている。

(3)環境社会配慮の実施状況(環境社会配慮ガイドラインの実施に当たっての課題等)

JICA では 1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、開発調査の事前調査実施に当たってスクリーニングとスコーピングを行ってきたが、昨今の世界的な動きに対応して環境社会配慮の基本方針の見直し、対象範囲の拡大、社会環境面の配慮強化などが必要となり、ガイドライン改訂委員会による検討、パブリックコメントの反映等を踏まえ、新しい「環境社会配慮ガイドライン」が策定され、昨年4月より施行している。

今回改訂されたガイドラインには改訂委会の提言を受け新しい理念が盛り込まれ、その具体的実現のために実際の環境社会配慮調査の取り組み方にも見直しが必要な状況にある。特に戦略的環境アセスメントの取り組み、代替案の検討方法、カテゴリ分類の実務、ステークホルダーとの協議のあり方、相手国の意思決定プロセスへの関与等については重要な要素となると考えられ、今後も実施面での検討が必要である。

3.環境に関する取組における様々な主体との連携について

環境分野の協力は、政府機関の法律・政策担当部局、法制度の執行機関、地方自治体、大学・研究所、NGO、市民等環境保全に関わる様々なアクター間の有機的な関連を考慮して、環境の改善を推進していく必要があり、JICA はこれらの関係機関との連携を図って事業を行っている。

草の根技術協力事業の概要

草の根技術協力事業は、開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業が対象となり、環境分野では、公害対策(水質・大気汚染対策、廃棄物処理等)、自然資源の持続的利用(荒廃地回復、森林・水産資源管理等)、公衆衛生、環境教育等の人材育成等の事業が実施されている。

対象となる事業は、人を介した「技術協力」であること、復興支援等の緊急性の高い地域であること、日本市民に対して国際協力への理解・参加を促す機

会となること、の3点を特に重視している。

表 4 草の根技術協力事業の概要

事 業 名	対 象	事業内容
地 域 提 案 型	地方自治体、自治体と連携される	人材の派遣、研修員の受入を中心と
	組織	した3年以内の事業
草の根協力支援型	国際協力の経験が少ない NGO 等	随時受け付け、3年以内、総額1,000
	非営利団体、大学、公益法人	万円以内
草の根パートナー型	国際協力の経験が豊富な NGO 等	随時受け付けているが、選考は年1
	非営利団体、大学、公益法人	~ 2回、3年以内、総額 5,000 万円
		以内

草の根技術協力事業の事例

【地域提案型】

- ・ブータン 釧路国際ウエットランドセンター オグロツル生息湿地の保全に係る環境教育等の実施・運営
- ・中国 岩手県環境保健センター 環境ホルモン等化学物質の微量分析技術
- ・ベトナム 熊本県国際協会 水俣病の教訓の発信と地域密着型の環境強制技術の移転をテーマとした環 境人材育成

【草の根協力支援型】

- ・フィリピン 特定非営利活動法人 IKGS 緑化協会 アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築 (副題)世界遺産のフィリピン・イフガオ棚田の保全
- ・ブラジル 特定非営利活動法人 野生動物を調査研究する会 アマゾン自然学校プロジェクト
- ・ベトナム 南遊の会 ホーチミン市カンザー天然マングローブ林保存・環境人材育成プロジェクト 【草の根パートナー型】
- ・中国 特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク(GEN) 中国黄土高原における森林再生事業
- ・インド 準学校法人 アジア学院 北インドの小規模農民のための持続可能な環境保全型複合農業の普及システムの 構築と草の根パイロット事業プロジェクト
- ・ヨルダン 社団法人 日本国際民間協力会 ヨルダン渓谷北部地域における住民参加型環境保全節水有機農法の普及と普及センターの確立

- 4. 今後の国際協力のあり方に関する意見
- (1) わが国の環境 ODA の効果的活用の方向性
 - (ア)持続可能な開発とするため、<u>開発と環境保全のバランスの取れた協力</u>の 実施に努める。
 - (開発を進める上で環境負荷削減に留意して進める方法や、案件の中で環境効果のある事業を積極的に含めていく方法等を検討する。)
 - (イ)協力分野については、新たな分野も含め<u>ニーズに即応した協力の強化</u>が図られるよう、現地 ODA タスクや本邦関係機関が連携して取り組む。産業公害防止、森林保全等、わが国が得意とする分野については特に重要分野として協力の拡大が図られるよう配慮し、その過程で環境分野の人造り協力を質、量ともに拡充していく。
 - (ウ)援助効果の高い優良案件については、相手国からの要請の順位に対しても弾力的に考慮し、出来る限り多くの環境優良案件が採択されるように努める。また、環境問題が特に深刻な国から重点的に案件を採択することが必要な場合には、プロジェクト形成調査団の派遣やオファー方式等により、日本側が主導的に案件を発掘していく。
 - (中国大連市環境モデル地区整備計画調査では、北九州市と連携してプロジェクト形成調査を実施)
 - (エ)環境案件において、ジェンダー、貧困、紛争と平和等<u>他のグローバルイ</u> シューの要素を盛り込んで協力を行うことにより、より効果的な援助を 実施する。
 - (オ)環境保全のためには、地域住民の参加が必要不可欠であり、そのために は最終的には相手側だけで保全できるようにするための住民参加を含め た相手側の環境保全体制の組織造りを図る。
 - (カ) DAC で提唱されている CDE(Capacity Development in Environment)、京都メカニズムにて採択された CDM(Clean Development Mechanism)を始めとする新しいアプローチへの JICA の取り組みのあり方や、WSSD や MDGsで採択された実施計画・目標をはじめ、<u>国際的な合意事項に対する取り</u>組み方針を検討する。

(2)わが国企業が国際的に優位性を持つ環境技術の ODA による普及支援の可能性

わが国民間企業が保有する公害防止、廃棄物処理等環境関連の技術を活用し、技術協力プロジェクト、開発調査パイロットスタディー等を通じて、 技術の普及に努める。

(3)関係府省、多様な主体との連携強化の可能性

JICA 事業は、環境省等関係府省、JBIC 等関係機関、NGO、民間企業、大学等からの様々な支援を受けて運営していくことが不可欠であり、JICA ではこれら関係機関とより一層緊密な連携を保ち、開発途上国からの多様なニーズに対応できる体制整備に取り組んでいる。